

経営会議の内容

件 名	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
所 管 部	総務部・病院事務局
日時・場所	平成27年10月27日（火） 10:10 ～ 10:45 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、人財課長、病院総務課長
提 出 理 由	専門資格を有する看護師の待遇改善のための特殊勤務手当を支給するため
会議経過	【主な意見等】 ・現在の市立病院にはそれぞれ専従と非専従の専門看護師と認定看護師がいるとのことだが、専従と非専従で働き方が変わるのか。 （所管部）専従者は常に専門分野の業務に従事しているが、非専従者は通常の病棟勤務を行いつつ、上司からの命令を受けた場合、専門分野の業務にあたっている。非専従者については、その上司から命令を受けた場合について、手当を支給する。 ・非専従者が1日のうちに複数回専門業務を行うことはあるのか。 （所管部）同じ日に複数回専門業務を行っても、日額のため一律での支給となる。 ・資格を取るための学費は自費なのか。また、専従している看護師には毎日手当を支給するのか。 （所管部）資格取得のための学費は自費となっている。専従の看護師は病棟勤務から離れて毎日それぞれの専門分野の業務を行っているため、毎日手当を支給することとなる。 非専従は命令を受けた場合のみとなる。 ・日額の金額の根拠は。 （所管部）茅ヶ崎市立病院が認定看護師に同様の手当を支給しており、その額を基準とした。専門看護師の方が資格取得に時間と学費がかかるため、認定看護師より高く設定し、いずれも看護師長の管理職手当を超えない程度で金額を決めている。 ・患者の視点に立っても、退院後のケアも専門的また精神的にケアして頂ける看護師がいるのは良いことかと思う。今後、計画的に増やしていきたいとのことだが、それは公費で行うのか。 （所管部）専門看護師は2年間の通学が必要なため、一旦退職して頂くこととなっている。認定看護師については6か月の通学のため、職専免で通学している。いずれも学費は自費となるが、資格の更新料は今年度から病院で負担している。 ・昨年上半期と比較し、今年上半期の精神疾患の救急搬送が増えており、今後も増える可能性があると考えている。現在、精神看護の専門看護師が1名とのことだが、今後、精神看護について何か考えていることはあるのか。 （所管部）現時点では特段ないが、今後検討していく。 ・診療報酬上の加算はあるのか。 （所管部）一例だが、感染防止対策加算というものがある。

《次ページに続く》

	・看護師だけでなく、コメディカルでも同様の制度があるのか。 （所管部）当該資格は日本看護協会の資格である。同様の資格は薬剤師や臨床検査技師にはないと認識している。 ・専門看護師の資格を取得するために退職するとのことだが、修学のための休学制度はないのか。 （所管部）地方公務員法上には規定があるが、大和市では制定していない。 ・管理職の看護師と専門・認定看護師の職階との間で課題はないのか。 （所管部）看護師長と主任の下で専門・認定看護師は働いているため、組織としての有り方を含めて課題はない。 ・専門・認定看護師の業務として、患者の退院後のケアなど地域連携で活かされることはあるのか。 （所管部）専門看護師は院内に留まらず院外での広範囲な活動も行う。地域医療連携室も院内にあり、今後強化していかなければならない分野なので、活かしていけると考えている。 ・専門看護師を目指す方がいったん離職をしなければならないのは、とても貴重な人材を逃していると思うので、制度について、検討をすること。
会議結果	案のとおり、進めていく。